

告示

埼玉県告示第千三百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

埼玉県鴻巣市人形四丁目二千七百七十二番三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

本物件出店に伴い周辺道路の環境悪化を懸念している。特に店舗北側隣接道路の交通量増に伴う事故の危険性が増加する事が最大の懸念事項である。

同道路は①通学路である、②歩道のない道路である、③未就学児世帯の通行もある、④歩道がない、⑤曲がっている道路で見通しが悪い、⑥近隣住人の生活道路ではない交通状況がある（北本市深井のショッピングモール「ヘイワールド」への行き来に交通する車あり）、といった状況にあり、同店の出店により危険が更に増加することを地域住人として危惧している。

尚、本件に関して鴻巣市に意見を申し入れた際の回答は「今回の出店を原因として交通量が増えることを想定していないものです。」であったが、交通量が増えない根拠の明示、及び出店後の交通量が増えないことの調査立証を強く要望するものである。

近隣住人の安全配慮は地域行政の務めであると信じており、是非地域が納得して出店を受け入れられる体制を構築して頂きたい。

尚、コスモス薬品側への申し入れを実施したが、「行政に進言してもらいたい」のみの回答であった。埼玉県の適切な判断、安心安全なまちづくりを進められるよう、お願いを申し上げます。

二 縦覧期間

令和四年十二月二十三日から令和五年一月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター